

午前九時三〇分開会

午前九時三〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、令和2年美浜町議会第1回臨時会を開会します。

まず、開会に当たりまして、この新型コロナウイルスの対策について執行部、それから、職員の皆様におかれましては、いろいろな対応で苦慮されていることと思います。まず、そのことについて敬意を表したいと思います。

これから、本日の会議を開きます。

報告します。谷口議員は、療養中のため欠席です。

次に、5月1日から10月末までの間、クールビズ対応としますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、会議規則第126条の規定によって、7番、谷進介議員、8番、森本議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（谷重幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

日程第3 諸報告を行います。

本臨時会に提出された議案はお手元に配付していますが、事務局長から報告します。

○事務局長（井田時夫君） 報告します。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について

報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について

報告第3号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号））について

報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町後期高齢者医療に関する条例及び美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について

報告第5号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について

報告第6号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について

報告第7号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号））について

議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議案第2号 美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例について

議案第3号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長提出議案は以上です。

本日までに受理した陳情書は、お手元に配付しました文書表のとおりです。

次に、地方自治法第121条の規定によって本臨時会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しています。

これで諸報告を終わります。

日程第4 全議案の提案理由説明を求めます。町長。

○町長（藪内美和子君） 改めて、おはようございます。

提案理由を申し上げる前にお時間を頂戴し、新型コロナウイルス感染対策につきましてご説明とご報告を申し上げます。

まずは、この場をお借りして住民の皆様に対して、新型コロナウイルス感染対策に多大なご理解とご協力をいただきましたことに感謝を申し上げます。また、5月14日に和歌山県を含む39県が緊急事態措置を実施すべき区域から解除され、その後15日に和歌山県知事の記者会見を受け、18日に町の対策本部を開き、情報共有をいたしました。その結果、小中学校につきましては、和歌山県の判断に従い5月31日まで休業しますが、登校日については、1日3時間をめどにグループに分け、週2回、6月1日再開に向け実施いたします。社会教育施設につきましては、18日から貸出しを再開、図書館につきましては19日に再開いたしました。

県としては、他府県からの来客は、引き続き受入れを自粛してもらいたいということです。煙樹ヶ浜と公衆トイレにつきましては、5月末日まで閉鎖することといたしました。

徐々に普通の生活に戻りつつあるように思いますが、気を緩めることなく、新しい生活様式を実践し、感染症対策も行いながら、終息に向け取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、有限会社メモリアルウエストからハンカチマスクを110枚、和田西中の石橋正康様からサージカルマスク290枚を職員に、匿名の方で高齢者と障害者や妊婦の方に大人用手作りマスク200枚、ひまわりこども園の園児に160枚と小学校に100枚子ども用手作りマスクを、株式会社関西プロジェクトから清掃クリーナーミキクリーンを120リットル、それぞれご寄付を頂戴しましたことをご報告申し上げます。

それでは、令和2年美浜町議会第1回臨時会に上程いたしました報告7件、議案3件について提案理由を申し上げます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、令和2年度税制改正において改正されました個人住民税に係る寡婦控除の見直し、所有者不明土地に係る固定資産税への課題対応、たばこ税の課税方法の見直し等が主な内容でございます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び低所得者の負担の軽減を行うものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第3号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,488千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億94,858千円とするものでございます。

本年、4月12日の夜遅くから13日の明け方にかけての突風により、美浜町体育センターの屋根が破損したことによるものでございます。このまま放置しておくわけにもいかず、早急に修繕する必要があるため、令和2年4月21日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町後期高齢者医療に関する条例及び美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、給与等の支払いを受けている後期高齢者医療及び国民健康保険被保険者が労務に服することができなくなった場合、その者に対して傷病手当を支給する必要があるため改正を行うものでございます。

令和2年4月28日に、和歌山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が専決処分により公布されたことに伴い、当町条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第5号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））についてでございます。

本専決処分事項は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる

症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない国民健康保険の被保険者で、給与等の支払いを受けている者に対して傷病手当金を支給する必要があるため、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,667千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億65,475千円とするものでございます。

報告第6号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

本専決処分事項は、法改正により軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例措置の改正、新型コロナウイルス感染症等に係る寄付金税額控除の特例、住宅借入金特別税額控除の特例等を改正するものでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、原則として公布の日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

報告第7号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億22,535千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を46億17,393千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い、家計への支援を行うため、1人につき10万円の給付金を支給する特別定額給付金事業や子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき1万円を上乗せする給付金を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業の補正でございます。

国の補正予算が4月30日に成立したことに伴い、早急に対応する必要があることから、令和2年5月1日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、令和2年3月27日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第2号 美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例についてでございます。

今回の改正は、私と教育長の令和2年6月期の期末手当について、私50%、教育長35%の減額を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ97,171千円を追加し、補正後の総額を47億14,564千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、町民や事業

者の皆様の生活や地域経済に影響が出てきていますので、町の経済対策等を実施するための予算が主なものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6 ページ、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、事務局費補助金、公立学校情報機器整備費補助金は、小中学校の児童・生徒に 1 人 1 台の端末機を整備するための補助金でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための補助金でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金は、財政調整基金から繰入れを行うものでございます。

繰越金、前年度繰越金は、財源調整によるものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

8 ページ、議会費、旅費は、新型コロナウイルス感染症拡大により、当面の間、各委員会の視察研修を見送るため、議会からの申出により減額するものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費は、私の 6 月期の期末手当を 50%減額するものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、役務費は、小中学校の児童・生徒に 1 人 1 台の端末機を整備するための設定費でございます。

備品購入費、災害用備蓄品は、感染予防事業として、避難所へのマスク、消毒液及び段ボールパーティションの購入費でございます。

学習者用端末は、小中学校の児童・生徒に 1 人 1 台の端末機を整備するものでございます。

負担金補助及び交付金、特別定額給付金（上乗せ分）は、新型コロナウイルス感染症拡大により、町民や事業者の皆様の生活や地域経済に影響が出てきていますので、特別定額給付金 100 千円に、1 人 5 千円を上乗せし、町民の皆様に町内で使っていただき、地域経済や住民生活を支援するものでございます。

事業継続応援給付金は、国の持続化給付金の給付を受けた事業者を対象に給付するものでございます。

雇用調整助成金支援補助金は、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者・個人事業主を対象に補助するものでございます。

雇用調整助成金活用促進補助金は、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者・個人事業主を対象に補助するものでございます。

事業継続推進補助金（県事業）は、和歌山県の県内事業者事業継続推進補助金の採択を受けた事業者を対象に補助するものでございます。

事業継続推進補助金（町単独事業）は、令和 2 年 4 月以降、売上げが前年同月比で

20%以上減少している中小・小規模事業者を対象に補助するものでございます。

事業者支援施策事務費補助金は、商工会への補助金でございます。

教育費、教育総務費、事務局費の職員手当等と共済費は、教育長の6月期の期末手当を35%減額するものでございます。

備品購入費は、小中学校の児童・生徒に1人1台の端末機を整備するものでございます。

以上、本臨時会に提案しました報告7件、議案3件について提案理由を申し上げました。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） 日程第5 報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、令和2年度税制改正において改正されました個人住民税における未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し等が主な内容であります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年3月31日に公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、詳細はお手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町税条例等の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

まず、個人住民税の改正として、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除を見直す改正でございまして、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有する単身者について、同一の独り親控除、控除額300千円が適用されます。独り親控除対象者以外の寡婦については、引き続き控除額260千円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限が設けられます。また、寡婦控除・独り親控除のいずれも、住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」の記載がある方は適用対象外となります。

次に、固定資産税に係る改正として、所有者が不明な土地について、公簿上の調査などを行っても、なお固定資産の所有者が特定できない場合には、事前に使用者に対して通知をした上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることになりました。また、固定資産の登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、相続人等の現所有者に、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることになりました。

また、新築の住宅及び長期優良住宅に係る税額の減額措置を延長する改正等もございません。

次に、たばこ税の改正として、近年急速に販売が拡大している軽量な葉巻たばこについては、紙巻たばこに類似しているものの、紙巻たばことの間には大きな税率格差が存在し、課税の公平性に問題が生じているため、軽量な葉巻たばこの課税標準を紙巻たばこと同様の課税方式へ見直すことになりました。

この改正は令和2年10月1日から施行されますが、激変緩和等の観点から、同日から令和3年10月1日までに2回に分けて段階的に施行されます。

その他、関係法令の改正に伴う項ずれ、号ずれ等の規定の整備、語句の訂正等を改正しております。併せて、今回、条文の改元対応として、平成から令和への改正が大部分を占めてございます。

以上が改正の主な概要でございます。

やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（美浜町税条例等の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第6 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、法改正により国民健康保険税に係る賦課限度額の引上げ及び低所得者の負担の軽減を行うものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、4月1日から施行されることになりましたので、当町国民健康保険税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

今回の改正は、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げることにより、保険税負担の公平性の確保及び中間所得層の保険税負担の軽減を図り、また低所得者に対する軽減措置の拡充を行うものでございます。

なお、お手元の新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以下、美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、条文に沿ってご説明申し上げます。

第2条第2項及び第4項は、高所得者の基礎課税額に係る課税限度額を現行の610千円から630千円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の160千円から170千円にそれぞれ増額するものであります。

第23条第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の280千円から285千円に改正し、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者1人につき現行の510千円から520千円に改正して、低所得者の保険税の軽減を拡充するものでございます。

最後に附則でございしますが、第1項の施行期日につきましては、原則として令和2年4月1日から施行するものでございます。第2項では改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することを規定しています。

以上が改正の概要でございまして、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 限度額をそれぞれ上げるということですが、上限の対象の大体人数、現時点です。それは当然下限のほうもこれで結局外れるというのかな、そういうふうになると思うんですけれども、支払いが外れるというふうに言うたらいいのか、ちょっとその辺、表現が難しいですけれども、それぞれの対象の人数を把握されていたらお示しを願いたい。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 谷議員のご質問にお答えします。

限度額というものは、まだ本年度の所得が確定しておりませんので、毎年、毎年所得は変動しますので、限度額対象者は変わりますけれども、令和元年度では、限度額世帯が16世帯ございました。また、軽減世帯につきましては、2割軽減が144世帯、5割軽減が198世帯、7割軽減が403世帯の計745世帯になってございます。

我々、小さな町ですので、下げても人数が増えたりとか、所得の段階で毎年、毎年変わりますので、必ず下がっていると思うんですけれども、総額としてうちのほうでは下がるということはまだ何人かというのは確定できません。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 今、大体限度額に関わってどの程度になるかということをお示しいただいたんですけれども、これによって今年度の各個人の国民健康保険の負担額が増額になったり、減額になったりという形で反映されていくことになるんですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 森本議員のご質問にお答えします。

今現在、何割軽減の際にある人は、当然軽減の基準が変わったら、その軽減が増えるんですけども、ただ所得自体が毎年上下しますので、何人が増える、何人が間違いなく下がるということは、今のところお答えすることができません。ただ、税率等も別に上げていませんので、軽減基準額が上がるということは、皆さんの税額は、所得が同じであれば安くなるというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） もう一度ちょっと確認したいところは、その税率ですかね。それぞれの率とか、均等割額とか、そういうところが分からないということで把握してよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） お答えします。

前の議会でも申しましたけれども、本年度は、税率改正は考えてございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第2号 専決処分事項の報告（美浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第7 報告第3号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第3号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,488千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を38億94,858千円とするものでございます。それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰越金744千円の追加は、財源調整によるものでございます。

諸収入、雑入、建物火災共済保険料744千円の追加は、美浜町体育センターの屋根が破損したことによるものでございます。損害額の2分の1が罹災に係る共済金として支払われます。

次に、歳出について申し上げます。

8ページ、教育費、保健体育費、体育施設費1,488千円の追加は、美浜町体育センターの屋根の修繕費でございます。4月12日の夜遅くから13日の明け方にかけての突風により屋根が破損したことによるものでございます。このまま放置しておくわけにもいかず、早急に修繕する必要があるため、令和2年4月21日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 内容等について何ら正したいところがあるわけではないんですが、今まで2件、専決処分が出ました。提案理由、細部説明、それぞれ全てやむなく専決処分をいたしました。今回のこの報告第3号に関しては、提案理由でも、また、今の細部説明におかれてもその表現はなく、何か別段、当然、私は議員ですので、専決処分ということに疎く、よく分からないので、なぜそんなふうに専決処分をした理由が違うのか、お教え願いたいです。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

報告第1号、報告第2号、今回の報告第3号につきましても、専決理由につきましては、地方自治法に基づく専決処分ということの中で、専決理由は同じでございます。

今回の報告第3号の美浜町体育センターの屋根の修繕につきましては、早急に修繕をしなければならないということの中でやむなく専決処分をさせていただいた次第でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 蛇足の再質問か分かりませんが、結局、第3号は、今、総務政策課長がおっしゃったように、そのやむなくという表現がずっとなかったんですね、提案理由にも、細部説明にも。ということは何かあるのかなと思ってお聞きしただけで、他意はないので。当然、放置するわけにいかないとよく分かりますので。後の専決のところも重々聞きたいと思えますけれども、専決処分ということについて、もう少し丁寧に説明していただけたらと思っただけの質問でしたので、これはもう答弁は結構です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第3号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第1号））については承認することに決定しました。

日程第8 報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町後期高齢者医療に関する条例及び美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） おはようございます。

報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町後期高齢者医療に関する条例及び美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、令和2年3月10日付厚生労働省事務連絡、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等についてにおいて、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、給与等の支払いを受けている後期高齢者医療及び国民健康保険被保険者が労務に服することができなくなった場合、その者に対して傷病手当金を支給することができる旨の通知があったこと及び令和2年4月28日に和歌山県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が専決処分により公布されたことに伴い、当町条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をさせていただきました。

なお、お手元にお配りしています新旧対照表についてもご参照ください。

以下、美浜町後期高齢者医療に関する条例及び美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、要約してご説明申し上げます。

まず、美浜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の内容でございますが、後期高齢者医療における傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付事務を追加するものでございます。

次に、国民健康保険条例の一部改正の内容でございますが、傷病手当金の支給に伴い所要の規定を追加するもので、第5条の2につきましては、傷病手当金の支給対象者、支給額及び支給期間等の事項について、第5条の3につきましては、給与等の全部または一部を受けることができる者に対して、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しないこと等について、第5条の4につきましては、傷病手当金を受けすることができる者の給与等の額が傷病手当金の額より少ないときはその差額を支給すること等について、それぞれ追加するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の美浜町後期高齢者医療に関する条例第2条第8号の規定については、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例施行規則で定める日までの間に属する場合に適用し、改正後の国民健康保険条例第5条の2から第5条の4までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用いたします。

以上が、改正の主な概要でございます。やむなく専決処分いたしましたので、地方自治

法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第4号 専決処分事項の報告（美浜町後期高齢者医療に関する条例及び美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第9 報告第5号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（浦真彰君） 報告第5号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、新型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない国民健康保険の被保険者で、給与等の支払いを受けているものに対し傷病手当金を支給する必要があるため、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,667千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9億65,475千円とするものでございます。

6ページの歳入からご説明いたします。

県支出金、県補助金、保険給付費等交付金は1,667千円の追加でございます。

次に、8ページの歳出についてご説明いたします。

保険給付費、傷病諸費、傷病手当金は1,667千円の追加でございます。

以上が、令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。やむなく専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第5号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号））については、承認することに決定しました。

日程第10 報告第6号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。税務課長。

○税務課長（谷輪亮文君） 報告第6号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項は、第1条として、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例の改正で、消費税率引上げに伴う臨時的措置として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用の軽乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減する特例の適用期限を令和3年3月31日まで6か月延長する改正と、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続を定める改正でございます。

第2条として、附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例を定める改正で、新型コロナウイルス感染症の影響により、新型コロナウイルス感染症特例法に規定されている指定行事のうち、そのイベントの中止、延期等により入場料金や参加料金をその対価の払戻しを指定期間内に放棄した場合、その年中に寄附金を支出したものとみなして寄附金税額控除の規定を適用する改正でございます。

附則第26条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について定める改正で、平成31年度税制改正で、住宅の特別特定取得、消費税率10%で取得をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までに居住を開始した場合、住宅ローンの控除期間を10年から13年に延長する規定について、新型コロナウイルス感染症の影響により建築資材等の入荷が遅れ、期限までに入居できないケースに対応するため、令和3年12月31日入居分まで1年間延長する改正でございます。

その他、関係法令の改正に伴う、条ずれ等の規定の整備をしております。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、第1条の規定は公布の日から施行され、第2条の規定は令和3年1月1日から施行されることとなりましたので、当町税条例の関係部分につきまして、やむなく専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、ご承認をお願いするものでございます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第6号 専決処分事項の報告（美浜町税条例の一部を改正する条例）については、承認することに決定しました。

日程第11 報告第7号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 報告第7号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号））について、細部説明を申し上げます。

本専決処分事項については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7億22,535千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を46億17,393千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴い家計への支援を行うため、1人につき100千円の給付金を支給する特別定額給付金事業や子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき10千円を上乗せする給付金を支給する子育て世帯への臨時特別給付金事業の補正でございます。

なお、全額、補助事業でございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金、子育て世帯への臨時特別給付金費補助金9,506千円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費と事務費の補助金でございます。

総務費国庫補助金、特別定額給付金費補助金7億13,027千円の追加は、特別定額給付金給付事業費と事務費の補助金でございます。

諸収入、雑入2千円の追加は、特別定額給付金の給付事業により、会計年度任用職員を雇用するため、その職員の雇用保険料自己負担分でございます。

次に歳出について申し上げます。

8ページ、総務費、総務管理費、特別定額給付金費7億13,029千円の追加は、会計年度任用職員1名を5月から5か月間、雇用するための人件費や職員の超過勤務手当、需用費1,163千円は、消耗品費や封筒などの印刷製本費、役務費997千円は、申請書などを送付するための郵便料や口座振込手数料、委託料3,080千円は、電算処理委託料でございます。負担金補助及び交付金7億4,200千円は、給付対象者1人につき

100千円を支給するものでございます。

申請書は5月22日に発送予定でございまして、申請方法は、申請書類の郵送は5月25日から受付を開始いたします。マイナンバーカードを活用して行うオンライン申請は、5月13日から受付を開始してございます。第1回目の振込は、5月28日の予定でございます。

次に、民生費、児童福祉費、子育て世帯への臨時特別給付金費9,506千円の追加は、職員手当等50千円は超過勤務手当、需用費81千円は消耗品費や封筒などの印刷製本費、役務費275千円は郵便料や口座振込手数料、委託料1,100千円は電算処理委託料でございます。負担金補助及び交付金8,000千円は、児童手当を受給する世帯に対し、児童1人につき10千円を上乗せする給付金でございます。

給付金の支給に関するご案内は5月13日に発送してございまして、第1回目の振込は6月10日の予定でございます。以降は、公務員支給対象者の申請に基づき、毎月10日もしくは25日に振込いたします。

今回の補正につきましては、国の補正予算が4月30日に成立したことに伴い、早急に対応する必要があることから、令和2年5月1日付で専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

まず、この補正、議員経験も10年近くになりましたけれども、当初予算の約2割、7億20,000千円超という、金額にしたらかなり大きな、もちろん全額補助で一般会計からの持ち出しはないといえども、これも税金だろうと思しますので、当然私たちのも。それだけの大きなものを専決されたらと、早急に対応が必要と、このあたり担当者か長、どのようにお考えをして、これだけの大きな額の専決をしようと思って、その後専決をしたからには、どのようにというふうないろんなことをお考えでの専決処分だろうと思しますので、そのあたりについてもう少し詳細に説明を願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の専決処分につきましては、国の補正予算に伴いまして、当町の特別定額給付金の補正をお願いしたものでございます。7億13,000千円ということで、規模的には大きな金額となっているところでございます。どのように専決したことに対して考えているのかといったところでございますけれども、やはり国の補正予算というのも4月30日に成立のほうをしてございます。その後、町といたしましても、早急に住民の方々に特別定額給付金を支給するに当たりましては、事務を執行していかなければならないといったところでございまして、翌日の5月1日に専決処分をさせていただいた次第でございます。

この専決につきましては、専決を行ったといったところで、次の議案の第3号でも出てくるわけなんですけれども、議案の第3号では、特別定額給付金の5千円の上乗せということで議案のほうを上程させていただいております。そのことも踏まえまして、5月12日に議員の皆様全員協議会の場でご説明のほうをさせていただいたという次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の説明ですと、早急に対応が必要。じゃ、今まで対応したのが、12日の説明だけ。支払いに全然つながっていないんじゃないですかのように感じるのは、私だけではないと思います。

全員協議会の話が出ましたので、そのときにも私は申し上げましたよね。何か8日までに84の市区町村で給付が始まっていると。申請の受付はもう1,200件近く、5月8日時点ですよ。これは総務省の集計ね。これ、専決処分した意味があるんですか。もう一度お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

支払いにつながっていないのではといったご質問であろうかと思えます。

担当課といたしましても、できるだけ早くという思いで業務のほうを行っているところでございます。この業務をするに当たってなんですけれども、電算システムの委託とか、封筒の印刷などといったところにつきましては、委託のほうをしているところがございます。委託先と4月後半ぐらいに調整のほうをさせていただいたところ、当初は6月ぐらいになるというふうなことでございましたが、再度交渉のほうを行いまして、どうにか5月中に第1回目の支払いができるというふうになったものでございます。

なお、当町の電算システムについてですが、端末のセットアップができたのが5月19日、おとといによろしく電算システムの委託先からセットアップができたといったところでございます。昨日ですけれども、総務政策課の職員と町長も含めて申請書の封入作業は行いまして、本日、議会のほうでお認めいただけたら、早急に、本日中にでも郵便局のほうへ申請書のほうを持っていきたいといったところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） もう少し今の説明、いろんな委託先があつて云々、電算システムが云々、新しいこういう補助金とか、何か特別給付金があれば、いつも同じルーチンじゃないですか。電算システムから抽出をして、宛名が云々、いろんな申請書を送付すると。全くルーチンは同じでしょう。4月半ばからこれだけの話がいろいろ出ている中で、5月19日に終わったって、あなた方は仕事をする気があるん。言い方悪いな。住民のためを考えているんですか。他の市区町村はどうなんですか、近隣の。払っているとこ

ろはあるじゃないですか、受付の始まっているところも。それで堂々と説明ができるんですか、美浜町の職員の方。住民からもすごく我々、私だけじゃないと思います、お問合せを受けているのは。職員の方もそうだろうと思いますけれども。住民のほうを向いて仕事をしていますか。

それと、ほかに皆さんいろいろお聞きしたいから、僕ももっと細かくたくさん聞きたいことがあるので、1回これで終わりますけれども、終わるといいますか。

じゃ、電算処理委託料、どのような内容なんですか。どんなルーチンか。プログラムを何ページぐらい変えてどうなるんですか、3,000千円の説明を。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、特別定額給付金の日高管内の第1回目の振込日につきましてですが、美浜町は5月28日、日高町も5月28日、由良町も5月28日、印南町が5月8日、みなべ町が5月28日、日高川町が5月28日となっているところでございます。

続いて、今回、補正で上げさせてもらっている電算処理委託料3,080千円の内訳、業務内容についてでございますが、まず、特別定額給付金業務システム用パッケージ、これにつきましては、ちょっと消費税抜きで申し上げさせていただきます、500千円。それと、申請書作成及びシステム適用作業、こちらにつきましては2,150千円、業務内容につきましては、スケジュール等作業計画、打合せ、機能、操作説明、帳票設計、システムセットアップ、住基対象データ抽出作業、申請書出力作業、口座用データ作成、おのおの各テスト、その他問合せ及びサポート対応といったところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） この給付金の受付方法ですが、今、オンラインと郵送という申請方法ですけども、それでよろしいんですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

申請方法につきましては、国のほうからは新型コロナウイルス感染拡大の関係で、基本、申請書類の郵送、オンライン申請の申請というふうになっております。しかし、やむを得ず窓口で申請受付を行うことも可能といったところでございまして、当町におきましては、5月25日から庁舎1階の相談室辺りに相談窓口を設置していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） このオンライン申請でありますけれども、このオンライン申請の受付を中止したというふうなところもあるんですけども、こちら辺について。といいますのは、申請者が間違えて何回もクリックしたりしてやり直したりして、確認作業に物すごく時間がかかって、それで、重複して支払ってしまったとか、そういう危険性があると。

それで、一日でも早く欲しいわけですがけれども、そういったことがあるので、確認作業等に時間がかかる関係でオンラインを中止したというふうなところもありますけれども、そこら辺はどうですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

私もネット上でのことなので、把握したのがインターネットのほうなんですけれども、あるところではオンラインを中止したといった市町村もあるようでございます。しかし、当町におきましては、オンライン申請というのは、中止をする予定はございません。

ちなみに、当町では、オンライン申請を5月13日からスタートさせまして、昨日、5月20日までの間に41件の申請がございました。そのうち、不備が3件ございました。その3件につきましては、電話のほうでこういったことで不備になっていますよということで、その本人さんのほうに電話で対応のほうをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 今の関連です。私は、書類申請のほうでちょっと質問させていただきます。

書類申請、先ほど12日の全員協議会でもおっしゃってございました5月22日の金曜日に発送され、5月25日から受付を開始と先ほどもおっしゃってございました。5月22日の発送を仮にしますと、午前中だったら、隣のこともちょっと考えてみますと、もう夕方には、昼からには着くところも、早いところでは着くところもあると地方紙にも載ってございました。そうしたら、23日には確実にということはないですけれども到着してくると思います。そしたら、23日は土曜日で、24日は日曜日なんですけれども、25日から受付開始となると、その間にやっぱり高齢者の方々とか書類をそろえたくて、やっぱり今まで待ったんだから早く欲しいと思う人たちが、やっぱりどうやって書いたか分からない、どうして書類を集めたらいいかと書いてくれていてもやっぱり質問したい点、隣の町でも、高齢者を中心に数十人訪れとか、電話も200件ぐらい来たとか地方紙に載ってございました。

そういうような中で、日曜日とか、土曜日とか、休みを返上して何か申請を受け付けるという考えはなかったのかというように思いました。25日の月曜日からだったら、日常業務もある中で、一斉に電話も隣の町だったら4回線使っても満杯になるということを書いていたので、日常業務にも差し障ってくると思うんです。それで、土曜日は駄目でも、日曜日だったら普通の業務は動いていない中で、そういう対応もできたのじゃないかなと私は思うんですけれども、人が足りなかったら、私も微力ながら協力させていただきますので思っていたんですけれども、その辺、なぜしなかったのか、お考えをお聞かせください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、日程につきましては、細部説明等でさせていただきましたように、5月22日発送、受付が5月25日、第1回目の振込が5月28日となっているところでございます。

5月23、24日は、土日に当たります。この土日につきましては、やはり住民の方からの電話等が多いと思います。この土日については、総務政策課の職員で電話とかの対応のほうをする予定となっております。あるところでは、土日を相談窓口とか開放して実施しているといったところもございます。しかし、土日開放するとなると、新型コロナウイルスの感染予防の関係で、どうしても3密になってしまう可能性が十分考えられます。そういったことで、やはり土日というのは、なかなか相談窓口というのを開けにくいといったところでございます。

ということで、平日、25日から相談窓口を設置して、できる限り郵送で申請のほうをしていただきたいと、担当課としてはそのように考えておりますけれども、やはり役場の窓口に来られる方もおられると思います。そういった方々につきましては、柔軟な対応のほうをしていきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は11時です。

午前十時四十八分休憩

—————・—————

午前十一時〇〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

質疑を続けます。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 特別定額給付金の申請のことについてなんですけれども、報道なんかでもありますけれども、届いた申請書の中で書き方の間違いがあったとき、とりわけ100千円の給付を受け取らないというところのチェックをするところがあるということなんですけれども、そこに間違っただけでチェックをしてしまったと。後々なかなか届かないと思っているような状況もあるということで伺うんですけれども、できるだけ本来、この定額給付金を全員に届けるべきものやと思うんですね。そこら辺のところ、そういうふうな状態の問題が起きかねないかも分らないので、そういったところで丁寧なチェックというのか、そういうところで定額給付金を受け取らないということにチェックがあるけれども、それでいいんですかというふうな、そんな対応をすべきではないかと思うんですけれども、そこら辺のところの考え方はどうでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

申請書のところで書き方を間違っただけで受け取らないところにチェックがあった場合というご質問でございますけれども、当町におきましては、受け取らないところにチェックがあった場合については、確認の電話を入れる予定としております。本当に受け取らないのかどうかというところで、確認の電話を入れる予定でございます。

また、申請の間違いとかあった場合につきましては、電話連絡とか、手紙とかで本人さんのほうに通知連絡のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 28日からということなんですけれども、それ以降、何日刻みとかというのはどうなんでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

1回目の振込日につきましては5月28日、2回目以降についてはですけれども、2回目が6月8日、3回目が6月17日、4回目が6月26日、5回目が7月7日、6回目が7月16日、約10日ごとに振込予定をしているところでございます。そのあたりにつきましても、指定金融機関でやる農協へは、振込データを農協の振込日の5営業日前までに持っていかなければならないといったところもございまして、それに対してうちのほうでの振込先のデータの入力とか、チェックとか、その辺も含めて検討したところ、10日に1回程度、2回目以降は振込予定としているところでございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今のご説明によると、農協の都合ということやと思います。農協の都合とうちの都合ですよね。これは町民の方の都合というのは、欠落しているのではないかというふうに思うんですよ。近隣の市町を見た場合に、4日やの、5日やのというようなスパンで出ているところもあるようなので、ここらはどういうふうな形でやっているのか、もうちょっと研究をして、少しでも早くというようなお気持ちというのはないですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

2回目以降の振込日についてですが、やはりどうしても郵送で来られた場合、受付を行いまして、その後、申請書類が合っているのかどうかのチェック、その後、振込先のデータ入力を行いまして、それを基にデータを指定金融機関のほうに持っていくといった流れとなっております。それを短くする場合は、担当課としてはなかなか難しいなといったところでございます。それを住民の都合を考えれば、それを短くということもあるかも分かりせんけれども、なかなか業務をしていく上では、やはり10日に1回程度の振込といったところでご理解のほど、お願いしたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 先ほどちょっと答弁いただいたので、気になる答弁があつて、再度お聞きします。

先ほど総務政策課長が、今日はお認めいただいたら、今日か、あしたか郵便局に持って行って発送できる、するというふうな答弁がございました。じゃ、何で専決したんですか。

専決していたら、もう発送していかるべき、発送できるんだったら発送していかるべきじゃないんでしょうか。それが専決処分じゃないんですか。というか、そのために専決処分をされたんでしょう。

それと、今の確井議員の説明の中で、5営業日前に持っていかなきゃならないと。データを持って行って、5営業日に支払いする。これは分かります、時間かかるのはね。指定金融機関さんも早くしてくれたらうれしいです。でも、それからずっと持っていったら、そこから毎日ずっと払えるんじゃないですか。持って行って5営業日はかかるけれども、今日は持っていきますよね、仮に。明日、持っていく。5営業日に払う。これが何で10日スパンになるのか、理解ができません。再度の説明を願いたい。

取りあえずその2点をお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず1点目のなぜ専決処分なのかの質問でございますが、まず、この専決処分につきましては、国の補正予算に伴いまして、5月1日付で、早急に事務のほうを行っていただくために専決処分をさせていただいたところなんです。今回の特別定額給付金につきましては、この後、出てきます議案第3号によりまして、町のほうでは、この特別定額給付金100千円に5千円の上乗せを行いまして、事業のほうを実施していく予定でございます。今回の申請、特別定額給付金につきましては、国のほうから100千円、町からは5千円、105千円の振込を住民の方々にしていきたいと考えているところでございますので、一括して事務のほうをするということもございまして。

続いて、なぜ2回目の振込以降、10日ぐらいかかるんだといったところでございまして、こちらにつきましては、町と指定金融機関との協議の上、10日に1回程度といったところで協議のほうを進めた上で決定させていただいたところでございます。やはり指定金融機関のほうも、特別定額給付金以外にも業務等々がございまして。そういったところの中で10日に1回とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） ちょっと質問をよく聞いてくださいね。1日にこの100千円の専決をされた。早急な対応の必要があるから。ほな、その事業は粛々と、着々とすぐ進めて行っていかるべきでしょう。それが今日のこの臨時議会が終わらないと発送できないと、どこでどう説明つくの。町長、どこでどう説明つくの。1日に100千円を早く払うために専決をしました。今日の議決が終わらないと発送ができない。何か二元代表制とか、後の執行機関として分かってはってお仕事されているんですか。納得いく説明では絶対ないと思いますよ、これ。

それと、10日スパンの話。指定金融機関のお仕事の都合。じゃ、住民サービスをそのお仕事の都合で阻害されるという理解でいいんですね。そういうことでしょう。住民に早

く支払うよりも、こちらがユーザーである美浜町としたら、ユーザーであるべきなのに、その向こうの会社の都合で住民サービスをしないということですよ、10日間は。どこが違うのか。

それと、先ほどもう一度、私が聞いたとき、28日支給と、印南町さん以外みんな支給が28日だったように説明を聞きました。それはまた何か同じ日ですよ。何かあるんですか。とにかく、これ、必ずはっきり説明してくださいよ、今の3点は。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員のただいまの質問にお答えいたします。

この特別定額給付金については、事務の関係上、関係課といろいろ協議してまいりました。そして、このスケジュールがいっぱいだというので、ほかにもいろんなほかの都道府県で早いところもありました。早くできないものかという協議もしましたが、これが事務に対してちょうどこれぐらい必要だと。じゃ、なかなかやっぱり美浜町は遅くなるねということで、私もいろんな思いの中からこの追加の5千円を関係課に提言しました。そして、一応それだったら、同じぐらいに振り込めるんじゃないかとそういうふうに聞きましたので提言させていただいて、そのスケジュールどおり進めていたところで、もちろんご迷惑、多分もう議員の皆さんも、住民の皆さんからお前のところ遅いやないかと言われているとは本当に思います。私も多分そこは気にしておりましたし、それでもシステム上も、いろんな面からも遅くなるということで、昨日やっと申請書が出来上がりまして、その中に、5千円の追加の分も一緒に入れさせていただくということで、私も昨日、職員と一緒に申請書を詰めて、なるべく早く届けてほしいという思いでさせていただいております。だから、決して、そういうふうに、谷議員が言われるような気持ちではやっておりません。粛々と職員とともに協議しながら進めているつもり。

ただし、本当に皆さんに遅くなっていることについてはご迷惑をかけているし、ご辛抱いただいているということについてはおわびを申し上げ、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

日高管内、印南町は他市町と比較して早かったわけなんですけれども、それ以外、美浜、日高、由良、日高川につきましては、同じ28日振込ということになってございます。その4町につきましては、指定金融機関というのも農協さんというところもございます。そういったこと、また、電算の関係等々もございまして、システムの交渉とか、そういうふうな農協への調整とか、その辺につきましても日高管内で調整とか、そういったところまでできるだけ早くできないかといったことも、交渉のほうもしているところでございまして、28日が第1回目の振込日となったということでございます。

もう一点の質問の住民サービスは阻害されるのかどうか、どうだというふうなご質問で

ございますけれども、そういったことは全くございません。住民サービスを阻害するという気持ちは全くございませんし、そうしたことはやってはならないと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 何かすごく答弁をしてもらった気になりますけれども、中身は全くだと思います。28日、印南町さんはシステムのあれかとか今おっしゃいましたけれども、印南町さんは電算システムが違うんですか、うちと。違う会社か、違うシステムなんでしょうかね、早いのはやはりそういうことでありましたら。

それと4町が28日、指定金融機関が同じだと。そこで、10日しかなかったら、そこは住民サービスが阻害されているんじゃないですか。そんな気持ちがあることなんか、僕は一個も申ししていませんよ。だって、その都合でお金を払えないんでしょう。払わないんでしょう。それはどう言葉を幾ら事しても違いますか。そちらの説明は全くこちらに入っていないんですけれども、本当に。

何度も言うようですけれども、町長の説明はちょっと分からなかった。1日にこの100千円を、住民の皆さんが困っていらっちゃって、経済云々ということで早急に支払うべく専決処分をされた。ここに関しては何のあれもないです。30日に成立して1日、これは今までになくスピーディーですごいなと思った次第ですからね。

ところが、それから、もう20日、3週間近くたちますよね。いまだ送付もされていない。普通ならこの議会で、いや、実はもう5件支払いましたとか、それぐらいがあつたら専決した、本当のその専決処分の何たるかという専決処分の本領發揮というか、そういうところだろうと誰もがそう思うんじゃないんですか。

ところが、かつこの臨時議会の承認の後にそれも同封せんがためにまだ発送していないようにしか取れないですけれどもね。電算システムが止まったんですか。19日までかかったの。

それと、あまり今回はぐだぐだ言わせてもらいたいと思います。住民の方からはかなり言われていますのでね。

先ほど電算システムのいろんな説明を聞きました。内容がどうなの、何が幾ら、金が幾らと、その何とか作業というそれはどんなものなのか。当然委託するということは、町の事業なわけでしょう。理解されているわけでしょうね。していなかったら、その町の事業なんです。全額補助事業なので、目くじらもという考えもあるでしょうけれども、血税の使い道ということから考えたら、その3,080千円を先ほどざっと羅列されましたけれども、それ、どんな内容なの、仕事。というのをいつもあるわけでしょうね、この先ほどの質問の冒頭に申し上げましたように。この対象者の抽出なり、申請書の発送なりというのは、いつもそれ、おざりな対応しているからこんなことになるのと違いますか。何度も、なぜこの法に規定される専決処理をしたのにこんなになっているのかと。翻って、そうすると、彼らは専決というものが目的になっていないんですか。住民サービスをする

いう目的のための手段として専決処分をされたのに、専決したらもう終わりみたいな。現状だとそうとしか取れないですね。何で上乗せ分を一緒くたにするからここまで伸びるんだと。それこそ専決する意味ないでしょう。それか12日の全協か、あのあたりに議会を開いてやったらいいじゃないですか。全く説明には理解できないですね、いまだ。

もう一度お聞きします。印南町さんが早かったのは、システムが同じなの、違うんですかと、専決したのに、なぜこの新たな自分の町単独事業のと抱き合わせで22日の発送になると、どこでこんな考えになるのか、もう一度お願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、1点目の印南町はどうしてこんなに早いのか、システムが同じではないのかといったご質問でございますけれども、印南町と当町につきましては、システムは同じでございます。しかし、印南町は、今回の特別定額給付金については、システムのほうは入れていないというふうに聞いてございます。当町につきましては、やはり正確、確実に業務のほうを行いたいといったところもございまして、電算システムを導入したといったところでございます。

続いて、2点目の5月1日の専決、100千円、本日の臨時議会5千円の上乗せについてでございますけれども、やはり同じ担当課といたしましたら、この100千円、5千円につきましては、同時に申請手順のほうをやりたいという思いがございました。やはり、それを別々に業務を行うとなれば、非常に業務量も増えてくるところもございます。そういったところもございまして、100千円の申請と5千円の申請を一括して特別定額給付金事業として執行していきたいと考えていたところでございます。

続いて、システムの内容についてでございますけれども、ちょっと先ほど申し上げたとおりになるんですけれども、スケジュール等の作業計画の打合せ、機能、操作説明、帳票設計、システムのセットアップ、住基対象データの抽出作業、申請書の出力作業、口座振替用のデータの作成とそういった業務内容となっております。

以上でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） では、その申請データの抽出作業とはどんなものですか。それと、やっぱり印南町さんは、同じシステムでシステムを入れていないわけやけれども、やる手法はあるわけですね。あったわけですね。そうでしょう、ほかの職員の方も。あったわけですね。それをわが町はしなかったと。

それと、100千円と5千円と一緒に、ほな住民の奉仕者たる職員側の労働というか、その都合で専決をわざわざ1日にしたのに、この臨時議会の後でしか発送しなかった。最初のはいいですわ。抽出作業なんか、また、別のときに聞きますので。

印南町さんは、そんなふうに先に支払う方法を見つけてされたけれども、美浜町はしなかった。それと、100千円と5千円、職員がしんどいから払わなかった。1日に専決し

たけれども、こうなった。そういうことで町長、いいんですね。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

先ほども私が申し上げましたとおり、やはり住民の皆様にはご辛抱いただいたという思いから、皆様に何とか喜んでもらえるような施策はないのかとずっと悩んでおりました。マスク等とか、商品券等とかいろいろ考えた中で、皆さんに何とか町で事業所も高活性化できるような、そういうことで事業所で使ってもらうようにという5千円の案を出しまして、何とか皆さんに喜んでもらいたいが一心で、私がこれを打ち出して、皆さんにご迷惑をかけたのであれば、本当に謝らなければいけないとは思っておりますが、皆様を邪険にしたとか、そういうことは全く思っておりません。いろいろ私としても、皆様の苦しみを本当に分かち合えたらいいなという思いでいろいろ悩んでおりましたし、それと受付についても、何とか私も手伝えることがあったら手伝ってやりたいということも関係課に申し上げておりますので、全くそういう気持ちは一つも持っておりませんので、何とか皆さんに喜んでもらいたいという一心でやっておったということだけはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今のいろいろ言いたいことはあるんですけども、今の、印南はシステムを入れていないと課長はおっしゃられていましたけれども、うちは正確さを期すためにシステムを使ったと。これ、言葉を返したら失礼な話になるか、それかうちが能力がないというふうな話になるのか、そこはちょっと分かりませんが、指定金融機関、ここの関係で4つの町、5つの町が同じ日になると。これは指定金融機関の関係で仕方がないやとおっしゃられていますけれども、ちょっと分からないので聞きたいんですけども、指定金融機関を変えるとかいうのはできないのですか、はっきり言って。民間だったらどこでも間に合わんところは切りますよ、どんなものでも。金融機関だけやないです。運送屋でもそうです。納入業者でもそうです。間に合わんものは切りますよ。あそこ一緒やから、もうこれでええやないかと。そんなものは公務員の世界だけ違いますか。町民って公務員ばかりやないんですよ。公務員やない人のほうが多いです、はるかにね。みんなの頭の中はそういう頭でできています。そこに寄り添うような形で考えてもらわないと、これは町と住民と相入れないですよ。その辺、ちょっと。

ですから、お尋ねしたいところというのは、指定金融機関、これはもう一生、生涯変えられないとそういうシステムになっているのか。いや、変えられますよと、手続上、面倒くさいけれども変えられますよとそういうシステムになっているのか、その辺ちょっとお教え願いたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

指定金融機関を変えられないのかどうなのかといったところでございますけれども、手続上は、そういった手続を踏めば変えることも可能ではございますけれども、当町のほうは指定金融機関を変えるつもりはございません。

続いて、それに付随しまして5月28日に第1回目の振込になった理由でございますけれども、その指定金融機関との調整等もございまして、やはり一番大きな要因となっておりますのがシステムの関係でございます。実際、このシステムがうちのところの町にセットアップされたのが、おとといのことでございます。5月19日でございます。その後、翌日、昨日ですね。申請書の封入作業を行いまして、本日、議会のほうでこの5千円の上乗せ、また、100千円の特別定額給付金の給付につきましてお認めいただきましたら、早急に郵便局のほうへ申請書を持っていきまして、住民の方々に早くその申請書が届き、振込ができるようにということの中でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 変えるつもりはないということで、一刀両断にされましたけれども、本来だったら、そこはちゃんと考えていただかないと今後のためにも、金融機関に対してでも、ぬるいことを言うているようなところは駄目ですよというふうなイメージを持ってもらわないかと私は思います。

それと、100千円と5千円と、これ、5千円があるから、この次の議案で通さないといけないから、だから、早くても今日しか発送できないというようなお話ですけども、本当に僕は人間が悪いので、うがって考えてしまうんですけども、間に土日挟んだらどうかと、22日に出したら、早くても23日土曜日の午前中、日曜日挟んで月曜日、そしたら、うまく28日に乗ってくるん違うかと。28日でもいいですけども、もっと早く出して、町民の皆さんがちゃんと考えて、ちゃんと手続をできてというような期間、これをつくれるような、23日に着いて、28日からくれるらしい。25日までに着かなあかんらしいとなったら、みんなばたばたしますわ。おまけに土日入って。町の人からしたら、役場は図っているのと違うんと思われても仕方がないですよ。

100千円と5千円、分けてやっても全然構わなかったと思いますし、もし、これはちょっと私の私見なんですけれども、5千円通らなかつたらなんやですけども、議会で通してくれたら10万5千円になるのでよろしくぐらいのものでもいいと思います。10万欲しいけれども、5千円は要らんというような人は多分いてないと思うので。

この土日挟んだと、その辺もうちょっとちゃんと考えられなかったのかなと思います。この土日、日曜日、ここ、町としてはどんな対策を考えていますか。たくさんの方が相談に訪れるかも分かりません。日数がないですからね。日曜日にしっかりして、月曜日にすぐ持って来なあかん。そう思う人もいてるかも分かりません。その辺のところはどうでしょう。どんな対策を考えていますか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

この土日につきましては、総務政策課の職員も出勤しまして、電話の対応等々を行っていきたいと考えておるところでございます。また、本日、こういったことでパンフレットとか、そういったことも一緒に申請書と発送する予定ですけれども、できる限り、住民の方々には郵送申請で、やっぱり新型コロナウイルスの関係もございますので、郵送申請でお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっとやっぱり心配しているのは、今までのことも谷議員が言うてはったこともそうなんですけれども、やっぱり土日、今、碓井議員が言うてはったこと、総務で対応するということなんですけど、やっぱり早く欲しい人は欲しいので、さっき、野田総務政策課長も言うておられたように、来たら、もう対応するよと言ひ出したら、その人がご近所さんに、結局、対応してくれたよともし言われたら、わあっと押し寄せる可能性だってありますよね。それで、物すごい人数になる。結局、何や北村、いっこも来えへんやないかという話やったらいいんですけれども、その辺の総務は何人出られるかの対応にもよるとは思うんですけれども、例えば、電話で、これどんなしてやるんないと言われてたり、来て、これをどないしてやるんないと言われてたり、申請したいんやけれどもと来た人もおれば、物すごい人数が行ってくると思うんですけれども、その辺の対応というのは総務課全員ということと、それに対応できる場所であったり、今、さっきもおっしゃっていたように3密のお話もありましたけれども、外でやるということであったり、何か対策を練ったほうがいいと私は思うんですけれども、そうやないとまた対応がなっていないかとももしかしたら言われる可能性だってないこともないので、なかったらいいで、何言うてんという話で終わると思うんですけれども、そのぐらい手を打っておくのも一つじゃないでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今の北村議員のご質問で、役場に押し寄せる可能性があるんじゃないか、その辺の対応方法はといったご質問でございますけれども、まず、この土日におきましては、総務政策課の職員8名でございます。そういったことの中で体制を組んでいきたいというふうに考えてございます。

相談窓口の場所云々についてでございますけれども、相談窓口につきましては、1階の健康推進課の前、いつも選挙のときに期日前投票をするあの場所と副町長の前辺りに相談窓口を3か所、多くて3か所設置する予定でございます。3か所設置するわけなんですけれども、住民の方が多く来られた場合につきましては、やはりその方々を全て役場の庁舎内に入れるとなると、どうしても3密になってしまいます。そういったときは、役場の自動ドアの横辺り、あそこはひさしもございます。そういったところへ椅子を置いてちょっと待っていただくとか、こういったことで、今、混雑しているのも、もしよかったですら後日、

またお願いできませんかとか、そういった対応のほうもしていきたいと考えているところ
でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 先ほどの答弁ですと、19日にシステムがセットアップというか、
導入されて、そこから作業を開始と。まず、1日に専決して委託業務を発注されたんだっ
たら、何で19日までかかったかというのが、少し説明してもらいたい。

それと、その12日にも私はちらっと申し上げましたが、この被災者支援システム、こ
れ、何か義援金を早急に支給するシステムらしいんですけども、これ、何か無料で使え
るみたいなんですね、総務省が。地方公共団体情報システム機構、J-L I Sかな。だか
ら、あのとき言ったのは、奈良の8,000世帯のところ、1日に全部発送し終えてい
るというのはこれなんですね。だから、できるんですよ、考えたら。このシステムにつ
いての見解を少しお聞きしたい。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、そのシステムの導入が5月19日になぜなったのかといったところございま
すけれども、まず最初の交渉前ですと、6月といったところもございました。どうか5月
中にと言ったところの中で、その向こうの委託先の業務がどういうふうになっているのか、
体制がどういうふうになっているのかといったところまでは、ちょっとうちのほうは、把
握のほうはできていないですけども、できるだけ早くお願いした次第で、5月19日にな
ったというところでございます。

2点目の被災者支援システムについてでございます。こちらにつきましては、総務省の
ほうからも、うちのほうにそういった通知というのが届いてございます。日高管内でもそ
ういったところはないのかというふうな話のほうをさせていただきました。しかし、日高
管内では、導入のほうはしていない、する予定はないといったところございまして、導
入するとすると、当町のシステムから住基のデータを取り込まなければならないといった
必要もございます。取り込むに当たっては、別途料金のほうも発生してくるといったとこ
ろもございますので、今回は導入のほうを見送ったといったところでございます。このシ
ステムをもし仮に導入した場合につきましては、このシステムが当町に入ってくる予定な
んですけども、配布予定が5月18日頃といったふうに総務省のほうから通知が来てい
るところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 結局、能動的じゃないんですね。委託業務は契約やから、フィフ
ティー・フィフティー違いますの。何で、当初は6月と言われて、できるだけ早くお願いし
て5月19日になったから、まだ早く。大変よくできましたみたいな今の答弁でしたけれ

ども、結局、皆さんの話はそうじゃないじゃないですか。抱いている感覚としたら。だから、その辺の目線というのかな。

それで、今の被災者支援システムの話ですけれども、何か、これはその改修版、そうか、入っていたのかな。あまり調べていない話であれなんですけれども、印南町さんの例もあるように、全ての手をちゃんと尽くしたのかというのをすごく言いたいわけですね。せっかく専決されたんですから。当初予算の2割にもなろうかという金額を。何か先ほど町長どうなのと私がお聞きしたときも、そんな変な意識は全くなく、皆さんのためにというふうな形で5千円云々考えているということだと話ししていましたが、何か全然強く、美しくないんじゃないですか、美浜町。

一般質問みたいになったら、あれか。

いずれにしても、じゃ、最後に聞きます。お願いして5月19日なつたと。今後も、こんなずっと委託先と関係で進んでいくんですか。フィフティー・フィフティーでしょう、契約なんだから。そのあたり、ちょっとこっちのスキルを高めようというような意識はないんですか。それだけ聞いておきます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

委託先にはもちろんお金もお支払いしてございます。できる限り、こちらの要望を聞いていただくようこれからは指導していきたいというか、お願いしていきたいと思っております。指定金融機関もそうですけれども。でも、相手方も通常業務もございますので、このコロナで大阪の業者ですので、テレワークに入っていたかもしれないところもありました。でも、やはり私たちは住民のために、住民第一で考えていかなければいけませんので、そういうところにはしっかりお願いしていこうと思っております。どうかご理解ください。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この申請に関わってのことなんですけれども、先ほど間違いのところでの扱いというのをお聞きしたんですが、届け切ることが非常に大事なかなと思ってるんですけれども、送った全ての住民がきちんと手続を終えたかどうかというのも確認されることではないかなと思うんですけれども、その点は必要があるかと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

申請についてですが、まず、対象者が何人かということは、当然、担当課のほうもつかんでおります。それに対して郵送のほうを行いますよといったところで、来た部分については、システムのほうで管理のほうを行っていきますし、振込はいつにというのも、管理のほうをしております。システムを管理するようになります。そうしたことでいきますと、まだ申請されていない方とかいうのは、そのリストでシステムのほうで、全て管理のほう

はできるといったことをございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） これぐらい出ているの、皆さん、議員がどれぐらい住民から苦情を聞いているか分かりますか。分かるでしょう。それぐらい聞いているんですよ。

一つ私が言いたいのは、この時期にマイナンバーカードを作れというはがきを出しました、役場から。最近、出していないですか。不思議なことに、マイナンバーカードを最近作った人がいてるんですよ。作ったら、その時点で100千円をもらえると、申請が終わりやと。違いますよと説明するのに、昨日30分かかった。そういう人もいてるので、独り暮らしですよ、高齢者の。よほど気をつけてくれないと、隣はもらったけれども、私のところはまだ振り込まれていないというだけでは済みませんよね。いつか振り込まれるやろうということで。そういうことがあるので、何というか、特に高齢者の独り暮らしの人は、悪いけれども、今、森本さんが言ったように、皆さんもらえているのか、欲しい人はもらえているのか、そういう確認事項を漏れのないように確認していただきたいんですよ。どうですか、課長。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

漏れのないようにということをございます。その辺につきましては、広報はじめ地方紙に掲載等を踏まえまして、行っていきたいと考えてございます。

以上ございます。

○議長（谷重幸君） いいですね。4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） 今のちょっと森本議員の質問なんですけれども、僕が把握を間違えていたらごめんなさい。それ、終わってから把握しているのかという質問じゃないですか。配り終わって、広報して、それでも残っておられる方の人に対して把握するの或者说うているんじゃないんですかね。その後どうしていくかということをおうている。私もそこをちょっと気になったので、この質問をさせてもらったんですけれども、森本議員にお聞きすることかも分かりませんが、そちらに1回聞いてみたいのは、配り終わってから後、どんな状況になっているというのを把握できているのかと。そして、また、それを伝えられるのかという、それを教えてほしいということです。もし、森本議員が違うたら、僕がそう思っていますので教えてください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

配り終わりましたら、この住民の方はどういった状況に置かれているのかといったところは、全てシステムのほうで管理できるようになってございます。もし、漏れ等々があるかも、その方が忘れておられることも十分考えられます。そういったときにつきましては、期限前に広報とか、地方紙の掲載とかといったところで、住民の方々に行ってきたいと

考えているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君）　しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時四十九分休憩

———・———

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君）　再開します。

午前中に続き、質疑を行います。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君）　午前中でちょっと質問したかったのは、1つは手続を全ての方が、送られた方が済んだかどうか。済むべきやと思うので、それをなかなか確認できるような形で進めてもらう必要があるん違うかなということについてどうかということ、改めてお伺いしたいんですけども。

○議長（谷重幸君）　総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君）　お答えいたします。

申請に来られまして、手続が済んでいない方につきましては、申込み期限前にまたこちらのほうから申請を忘れていませんかということで、通知文のほうを送らせていただきます。

以上でございます。

○議長（谷重幸君）　4番、北村議員。

○4番（北村龍二君）　ちょっと午前中の私もお話になるんですが、土日のときにわちゃわちゃするぞと言うたときの話で、8人が総務のほうで段取りすると私はちょっと受け取ったんですが、同僚議員から、それはもう平日のことじゃないかということで、もう一度お伺いしたいんですが、土日の対応としてはいかがですか。

○議長（谷重幸君）　総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君）　お答えいたします。

土日の対応につきましては、総務課の職員が何名か出勤いたしまして、電話等の対応のほうを行いたいと考えております。あくまで相談窓口の設置につきましては、月曜日から行いたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君）　4番、北村議員。

○4番（北村龍二君）　ほんなら、それは、具体的には何名、何名ということはまだ決められていないという理解でいいですか。それと、私が懸念しているのは、恐らく、さっきも言いましたけれども、北村、なかったらいいやないか、それでよかったやないか、何を言うてんなで済んだらいいんですけども、もしものことを考えて対応できるように、平日8人いてようが、平日のこちらの業務をされているんですけども、そら、他業務をや

ると、その業務は大変になると思うんですが、それは理解するんですけども、何とでもなるんですけども、土日となりますと、やっぱり手もないんじゃないかなとちょっと心配しているという意味で、もう一度再確認をお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 土日の総務政策課の職員の体制でございますけれども、三、四名ぐらいで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ちょっとまた別件なんですけど、最短で28日の支給ということをお伺いしておりました。以前、全員協議会で、登録していたら、この28日はもう当たり前のように、13日からの登録はいけているということ、それはもちろんお聞きしていたんですけども、当時、全協で、25日の午前中やったら、28日何とか間に合いますよというふうな感じでおっしゃっていました。5営業日といいますと、28日をバックしたら今日になるんですが、この辺の誤差というのはいかがになっているのでしょうか。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

第1回目の振込につきましては、5営業日云々というのは関係なしに、農協さんのほうが配慮していただきまして、こういうふうな日程となっているところでございます。第1回目の振込についてですけども、全員協議会の場では25日の午前中までというふうな話をさせていただきました。その後、システムの関係とか、その辺もございまして、午前中に区切るのシステム上できないといったところがございました。25日中に受付ができた場合については、28日に第1回目の振込をしたいと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 私は、この専決処分について反対をいたします。

まず、この補正予算案の内容について、具体的な施策等で反対をするわけではございません。午前中からの質疑にありますように、まず、全員協議会での席上でのこの特別定額給付金について、あなた方の説明されました施策の目的で人々が連帯して一致団結し、見えざる敵と戦うという国難を克服しなければならないと示され、このため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うとそういう施策の目的でありますよね。だから、その理にかなった専決処分をされた。ここまでは、本当に何のあれもございません。当然、迅速な対応だなというところではありますが、先ほど来からの話、まず、法に基づいた専決処分を行っている中で、もう3週間も経過しておりますよね。

いまだ申請書の発送もされていないと。それが町単独事業の何かと抱き合わせの事務手続が職員の軽減のために、住民への国難を克服とかそういうのに逆行するような迅速かつ、全般的確ではないような、この臨時議会の議決をもって事務事業を統一するため、抱き合わせのため発送が遅れると。

その他、この迅速な支払いのこの28日、それから、逆算して発送日等いろいろ出たんでしょうけれども、指定金融機関とか、委託先の内容を慮っての答弁ばかりで、翻って住民、例えば営業不振とか、休業、または学生の方は休校されています。アルバイト止めもされております。そのような住民の窮状とそういう慮る答弁が全くない。このそもそも特別定額給付金の支給について、この施策の目的に全く。専決処分はされましたが、その後の事務事業の進行を見ていると、何というていたらくという。予算の議会専決主義から申しまして、それに反証はしませんが、法に規定されている専決処分をされると。されたのにこのていたらくということは、その議会軽視と言わざるを得ません。議会軽視ということは、すなわちこれ二元代表制の一翼を担っている我々議会を軽視する。ということは、住民を軽視しているということにほかならないわけでありまして、そのような専決処分をととも我々、住民の、行政のチェック機関として、この議会、また議員の矜持を示すということからしても、とても容認できる今回の手続ではないということをお知らせするので、よって、この専決処分をしたことについて反対をいたします。同僚議員におかれましては、二元代表制、議会制民主主義そのあたりを堅持するためにも、また、行政のチェック機関としてしっかりとした態度、また、今後の町政の厳正、適正な運営のためにも、ここはしっかりと皆さんに私の意見にご賛同いただきたいことをお願いして、私の反対討論を終わります。

○議長（谷重幸君） いいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、報告第7号 専決処分事項の報告（令和2年度美浜町一般会計補正予算（第2号））については、承認することに決定しました。

日程第12 議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） 議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

お手元にお配りしています新旧対照表についても、ご参照ください。

今回の改正は、令和2年3月27日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める

政令の一部を改正する政令が公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、非常勤消防団員及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正、障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金、遺族補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を改正するものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 美浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号 美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第2号 美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の改正は、町長・教育長の令和2年6月期の期末手当について、町長50%、教育長35%の減額を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、町民や事業者の皆様のご生活や地域経済に影響が出てきていますので、町の経済対策等を実施するに当たりまして、少しでも財源を確保するために、町長・教育長の期末手当を減額するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 7番、谷です。

まず、お聞きしたいのが、なぜ100分の50、100分の35、この数字の根拠と、目的は今おっしゃった。このことをすることによっての効果をどれぐらいに考えられているのか。また、当然、こういう施策を立てたわけですから、達成するときの目標値、その

あたりをお答えください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

達成と議員はおっしゃいますが、達成度は本当に今のところ分かりません。ただ、この住民の皆様にコロナウイルスの関係でご辛抱いただいた事業者の方が苦しんでおられる。私に今何ができるのかということで、痛みを分かち合いたい、何かしたい、そういう思いで少額ではございますが、コロナウイルス対策に活用できればというお話を教育長にさせていただいたら、教育長もその気持ちを理解していただきまして、こういう形になったわけでございます。全部受け取らないという気持ちもありましたが、そうすると、また、ほかにも波及していくと困るなということもありましたので、私が半分切ったところでもらえるやないかという住民の方にお叱りを受けるかもしれません。それでも何かをしたいという気持ちで、半分という答えを出ささせていただいたという結果でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） それなら、100分の50にされたという特段の根拠はないわけですね、今のご答弁によりますと。達成というのは何か施策をするのであれば、当然その結果を考えて施策をするべきというか、そういうふうな形に今なっているんじゃないんですか、PDCAじゃないですけども。だから、あえて達成とか、目標値をとお聞きしたのですが、いかがですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） お答えいたします。

答えになっているかどうかは分かりませんが、本当にそのコロナウイルス対策、この地方創生事業の金額もどれだけ美浜町に下りてくるか分からない。それでも、5千円を財調崩してでもやりたいという私の気持ちがありまして、それなら、やっぱり今まで財政が厳しい中で優先順位をつけてやっておりますので、そこを今回30,000千円ちょっと必要になってきます、なかなか少ない中で。でも、災害であると自分でも認識しておりますので、この際、財調を崩したいという思いもありますが、その財調が少ない中で何か自分にできることとなったら、私どもの今回のボーナスを削減できればという思いがありました。

特に、本当に、その100分の50、教育長に100分の35ということにつきましても、意図的にこうだという数字を確定したということではございませんが、本当にほかにも私が受け取らないということで波及するおそれもあるという考えもありましたので、これで提案をさせていただいたような次第でございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） この件はもうそれはそれで、特段意味がないと言うたら表現は悪いですけども、根拠はなく、少しでも財源にという、それはそれだけで、それはもう了承

しました。

ただ、町長、答弁される前に、答えになっているか分からないというような形で答弁は、今後やめていただきたい。先ほどの反対答弁でも申し上げましたが、町の最高の議決の場なんですよ。そこでの質疑でありますので、文書を配ろうが、何をしようが、議運の委員長の間でもありますが、やはり発言が全てでございます。我々議員も肝に銘じておかなければいけません、発言が全てでございますので、それをすべからく町民の皆さんに対しての発言というような形で、しっかりと発言していただきたい。

質疑なのに、すみません、要らんことを申し上げて。

以上です。

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は、挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町長等の給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第3号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） 議案第3号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第3号）について、細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ97,171千円を追加し、補正後の総額を47億14,564千円とするものでございます。

補正の内容でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、町民や事業者の皆様の生活や地域経済に影響が出てきていますので、町の経済対策等を実施するための予算が主なものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫補助金、教育費国庫補助金、事務局費補助金、公立学校情報機器整備費補助金13,110千円の追加は、小中学校の児童・生徒に1人1台の端末機を整備するための補助金でございます。

総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対策費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金71,269千円の追加は、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るための補助金でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金10,000千円の追加は、今回の補正予算

に対しまして財源不足が生じるため、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。繰越金、前年度繰越金 2, 792 千円の追加は、財源調整によるものでございます。

次に歳出について申し上げます。

8 ページ、議会費、旅費 1, 437 千円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大により、当面の間、各委員会の視察研修を見送るため、議会からの申し出により減額するものでございます。

なお、減額した財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に充てるものでございます。

総務費、総務管理費、一般管理費 733 千円の減額は、町長の 6 月期の期末手当を 50% 減額するものでございます。

新型コロナウイルス感染症対策費、役務費 6, 555 千円の追加は、小中学校の児童・生徒に 1 人 1 台の端末機を整備するための設定費でございます。

備品購入費、災害用備蓄品 2, 000 千円の追加は、感染予防事業として避難所へのマスク、消毒液及び段ボールパーティションの購入費でございます。

学習者用端末 6, 555 千円の追加は、小中学校の児童・生徒に 1 人 1 台の端末機を整備するものでございます。事業費の町負担分、3 分の 1 を計上してございます。

負担金補助及び交付金、特別定額給付金（上乘せ分）35, 210 千円の追加は、新型コロナウイルス感染症拡大により、町民や事業者の皆様の生活や地域経済に影響が出てきていますので、特別定額給付金 100 千円に、1 人 5 千円を上乘せし、町民の皆様に町内で使っていただき、地域経済や住民生活を支援するものでございます。

事業継続応援給付金 24, 000 千円の追加は、国の持続化給付金の給付を受けた事業者を対象に、法人・個人事業者の区別なく 200 千円を上限に給付するものでございます。

雇用調整助成金支援補助金 3, 000 千円の追加は、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者・個人事業主を対象に、事業主負担分を補助するものでございます。

雇用調整助成金活用促進補助金 1, 500 千円の追加は、国の雇用調整助成金の支給決定を受けた中小企業者・個人事業主を対象に、雇用調整助成金等の申請に要する費用のうち、社会保険労務士にその事務を委託した場合に要する費用を補助するものでございます。

現在のところ、いずれも上限枠を設けるとともに、解雇を行わない場合に適用される助成率の部分に関し制度設計しています。

事業継続推進補助金（県事業）2, 500 千円の追加は、和歌山県の県内事業者事業継続推進事業費補助金の採択を受けた事業者を対象に、事業規模に応じ、町から 6 分の 1 以内、250 千円を上限に補助するものでございます。

事業継続推進補助金（町単独事業）5, 000 千円の追加は、売上げが前年同月比で一定程度減少している中小・小規模事業者を対象に、販路開拓・広告宣伝、安全衛生、販売用・衛生用の消耗品に係る費用を、補助率を 5 分の 4 とし、100 千円を上限に補助するものでございます。

事業者支援施策事務費補助金300千円の追加は、各種町支援策に関する相談や申請書類の確認等に要する消耗品や労務といった負担への補助として、商工会に支出する補助金でございます。

なお、町の新型コロナウイルス感染症対策費についてでございますが、国においては補正予算を追加予定でございます。国の動向を見極めながら、柔軟に対応していきたいと考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願いたします。

次に、教育費、教育総務費、事務局費、職員手当等326千円の減額、共済費63千円の減額は、教育長の6月期の期末手当を35%減額するものでございます。

備品購入費13,110千円の追加は、小中学校の児童・生徒に1人1台の端末機を整備するものでございます。事業費の国からの補助分、3分の2を計上してございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷重幸君） これから質疑を行います。5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） 総務費の総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策費の国からの71,269千円分ですが、もし、下振れした場合、国に返さなければいけないのか、その辺をちょっと確認させてください。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

国から示されている金額というのは上限額ですので、交付決定額ではございません。今、ただ美浜町の場合、これを超える額の事業を計画しておりますので、全て使うとなると、71,269千円は上限額として交付される予定となっております。

○議長（谷重幸君） 5番、龍神議員。

○5番（龍神初美君） その逆で、好評でもし増えた場合に、追加補正とかして、国の第2次補正もあるかとは思いますが、追加補正とかして対応されるんですか。それか早い順に、この金額までに入れてしまうのか、その辺ちょっとお願いします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今後の追加補正はといった質問でございますが、第1段階ということで、今回、新型コロナウイルス対策費ということで86,620千円計上のほうをさせていただいてございます。この新型コロナウイルスにつきましては、今はまだ第1波ということですが、第2波、第3波ということで予想されております。また、町の地方経済についても、今後こういったことで、また地域経済についても大変困るというようなこともあるかも分かりません。そういったときには、町のほうも対策を今後も続けていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

今回の86,620千円、これに対して、今後、増額補正をするのかどうなのかといったところですが、そういったことがありましたら、増額補正のほうも考えていきたいと思っております。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） ないことを聞いて悪いんやけれども、この新型コロナで今、一番大忙ししているのは商工会、各事業者からいろんな相談を受けているはずなんです。ここには、商工会への超過勤務手当云々等の助成金は入っていないけれども、そんなものほうが特別に出さなくてもいいんですか、どうですかということをお尋ねします。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

職員の超過勤務手当のご質問でございますけれども、今後そういったことで超過勤務手当に不足額が生じた場合については、追加補正のほうでお願いしたいと考えてございます。現在につきましては、当初の予算でお認めいただいた超過勤務手当の範囲内で運用のほうをまずはしていきたいと考えております。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） だから、今言ったやろう。一番、今現在、苦勞しているのは商工会なんよ、いろんな相談を受けて。商工会でも超過勤務手当云々という助成をしなくてもいいのかどうかと聞いている。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず、この商工会への支出、補助につきましては、今回、予算のほうで300千円を計上しているところでございます。積算基礎といたしまして、6月から3月までの10か月分、1月当たり30千円の計算となっているところでございます。今後、その辺につきましては、また商工会のほうとも協議を行っていきたくて考えております。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） 教育費の学習用端末でありますけれども、これはタブレットだと思うんですが、もう以前からGIGAスクールというのがありまして、町には35台かな。もともと入っておると思うんですよ、端末が。それを2つの小学校に10、10やったかな。そして、中学校に15やったと思うんですけれども、これは何台ぐらい買われるんですか。1台、五、六〇千円かいなと思いますが、それ、お願いします。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） まず、先に整備した35台のタブレットということなんです。これに関しては、この事業が完了すると、その分に関しては教師用というような扱いにしたいと思っております。

それと、児童・生徒で何台分必要なのかというところで、今の5月1日現在というこれが補助の対象になっております。その時点で437名おります。437名分の端末機は、

45千円と上限が決まっております。その分を整備するということになっております。

それで、今、教育費の話なんです、教育費の中で取っている13,110千円、これが全児童・生徒の45千円分の3分の2が国からの全額補助ということで、前のページの6ページの中に教育費の国庫補助金の中に13,110千円全額この分が載っております。それと、あと残りの3分の1につきましては、この総務費の新型コロナウイルス感染症対策費の中で、備品購入費の学習用端末というところで、その全児童・生徒の45千円分の3分の1が計上されているということとなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これ、タブレットを持つということは、それに関わるソフトとか、いろいろ端末の設定がここにも載っておりますけれども、これ必要やと思うんですが、これ、個人に持たせるわけですね。もし、これ破損したりというようなことがないとも限りませんが、家庭に持って帰ったりしますので、そこら辺も考えておられるんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 当然、破損するということは考えられます。

ただ、今、この現時点の中で言いますと、できる限り壊さないように使用してくれというようなことしか言いようがありません。ただ、破損してから、その後どうするのかということになると、当然その破損した分には購入していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 9番、繁田議員。

○9番（繁田拓治君） これ、タブレットというのは、私らがいてる頃は考え、想像もつきませんが、いろいろ聞いてみますと、これ、それを持っていったらもういいんですから、印刷なんかする必要はありませんしね、プリントなんか。それを見たら分かるんですからね。それで、いろいろな問題が教科書に載っていますけれども、それもやらせたりしますと、採点もしてくれるらしいですね。せやから、教師については、もう採点もそんなことをする必要はないし、使えたら、物すごく効果があるんじゃないかと思います。若い先生方は使えますけれども、年いった人で、ちょっと苦手な人はかなりおるみたいなんですけれども、そこら辺もいろいろとこれから指導されていくと思いますけれども、今、学校の働き方改革なんかから言いますと、かなりスムーズになるんじゃないかと私ども期待しておりますので、その点よろしく、またお願いします。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） このタブレットなんです、今、質問した以外に、ちょっと例えばリモートでの在宅授業とかも、コロナ感染対策費ということですから、リモートでできるように将来、例えば私学の学校やったら、リモートで授業をしていましたと今回、そういうふうなものを目指している部分もあつての購入というのはお考えですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 今の最終的にはということになるんですが、オンライン授業までできればということは考えておるんですが、ただ、障害はいろいろ出てくると思います。例えば、W i - F i の機能がない家庭に関して、例えばモバイルルーターというんですか、ルーターを貸出しする。ここまではいいと思うんです。ただ、そこからその使用料に関して、これは町が払うていくのかとか、あるいは個人で持ってもらうのかとか、いろんなことを研究していかならんと思います。まずは、先に今回上げさせていただいたのは、また、このコロナが第2波、第3波ということでやってきた場合に関して、端末があることによって、その学習の支援になる形に持っていければなと思っています。できない人もおるかも分かりませんが、そのときには学校なり、あるいは役場なり、W i - F i の環境のあるところで何とか使わせるような感じでできればなというようなところは考えているんですが、まだ最終的なオンラインとか、そういうふうな授業は、最終的な目標までは、ちょっと今のところは分からない状況です。

以上です。

○議長（谷重幸君） 4番、北村議員。

○4番（北村龍二君） ということは、W i - F i を飛ばせる環境でないと、逆に言うたら、もちろん電話番号があるわけじゃないので、飛ばないということで、持って帰ったところでという部分もあるわけですよ。学校でやったら、今後使えるようにはしていくけれども、家へ持って帰っても何かの指摘を、学校からの指摘とか、連絡という意味では、もう全然使い物にならないという、取りあえずはね。今は、それは使えないと。ただ、持って帰って復習のデータが入っていたら、それをやるぐらいの勉強の内容のタブレットと、今はね。そういう理解でよろしいですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 今の段階でいうと、そういう形になろうかと思っています。まずは、この環境を整えるというところが一番と考えておりますので、まずはそこを整備して、その後、少しずつ広げていきたいとそういうふうに考えています。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 2点ほど。これ、何で、今の関連してですけれども、端末設定費とその3分の1の負担が総務費の計上なんですか。小中学校の生徒用の個人端末という説明があるのに、総務費での第2款の計上でいいんですか。なぜそうなっているのかというのは。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

本来でしたら、この小中学校の1人、生徒1台の端末機については、教育費のほうでの予算計上となります。しかし、今回、新型コロナウイルス感染症対策ということで、国の

ほうから臨時交付金ということで、当町のほうへは71,269千円、この金額が交付されることとなっております。その中で、各種いろんなこのコロナ対策というのを実施していくに当たります、その中で、やはり柔軟に対応していくには、1つの目のほうで取ったほうが運用しやすいといったところもございます。そういった中で、今回、この新型コロナウイルス感染症対策費の中で予算計上をさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 今の説明の内容は理解します。でも、小中学校生徒用の端末なんでしょう。四角四面のことを言うようですけども、この場に立つと四角四面のことを聞かなくや、また納得しなくやならない立場でありますので聞きますが、第2款で第9款用の端末を買うわけですね。というか、その負担金を出すわけですね。それは問題ないんですか。

それと、蛇足な質問ですけども、外資系は大丈夫なんですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 2つ目のほうの質問になります。

うちのほうで考えているのは、今、まずは共同調達というところも考えているところもあります、県との共同調達と。その説明会というのが若干このコロナの関係で遅れておるといふところもあって、まずはそれを見た上で、また独自でするのか、共同調達をするのか、その辺を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

本来でしたら、教育費のほうでの予算計上となります。しかし、今回、こういったことで、コロナ対策云々ということの中の対策費で今回、予算計上したわけなんですけれども、こういった予算計上の仕方というのも、問題はございません。

しかし、今後、決算統計の場合とかにつきましては、この科目から教育費のほうに振ることとなっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） いいですか。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（谷重幸君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（谷重幸君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和2年美浜町議会第1回臨時会を閉会します。

午後二時十九分閉会

お疲れさまでした。